**結婚新生活を始めるための費用を助成します～和気町結婚新生活支援事業～**

**～和気町結婚新生活支援事業～**

【概要】

**補助対象者**

対象となる世帯は、次の条件をすべて満たす世帯です。

●令和７年１月1日以降に婚姻届を受理された夫婦であること

●夫婦の前年分の所得額の合計が５０0万円未満であること

●夫婦共に婚姻日における年齢が3９歳以下であること

●和気町に住民登録があること

●生活保護による住宅扶助及びその他公的制度による家賃補助等を受けていないこと

●夫婦共に町税等の滞納がないこと

●過去に同様の制度に基づく補助金の交付を受けていないこと

●夫婦共に暴力団員又は暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと

●和気町に定住する意思があること

**対象となる経費**

補助対象期間内に支払った次に掲げる費用が補助対象となります。

●住宅取得経費

婚姻に伴い取得する住宅であって、住宅の工事請負契約書又は売買契約書を作成し、新婚世

帯の夫婦合わせて２分の１以上の持ち分を有する住宅の取得費であること。

●住宅賃借経費

　婚姻に伴い賃借した住宅の賃貸借契約の名義人であり、当該住宅の家賃等であること。

●結婚に伴うリフォーム費用

　婚姻に伴い居住用に供する住宅リフォーム費用であること。

●結婚に伴う引越し費用

婚姻に伴う引っ越しであり、引越業者又は運送業者へ支払った費用であること。



**問い合わせ**

**費**

和気町役場　まち経営課 ☎0869-92-4589

ホームページ　<https://www.town.wake.lg.jp/>

Saitama.jp

**申請期間**

令和７年４月１日から

令和８年３月３１日まで

夫婦共に２９歳以下　上限額６０万円

夫婦共に３９歳以下　上限額３０万円

**助成金額**